

。発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）

改正案	現行
（方法書の作成） 第三条（略） 2 前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する特定対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。 3・4（略） 5 特定対象事業に係る法第五条第一項第四号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。 6（略） （項目及び手法の選定に関する指針） 第五条 特定対象事業に係る法第十一条第三項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第十二条までに定めるところによる。 （事業特性及び地域特性の把握） 第六条（略） 一（略） 二（略） イ（略）	（方法書の作成） 第三条（略） 2・3（略） 4 特定対象事業に係る法第五条第一項第四号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由（<u>第七条第一項の標準項目を選定しなかった場合にあっては、その理由を含む。</u>）を明らかにするものとする。 5（略） （項目及び手法の選定に関する指針） 第五条 特定対象事業に係る法第十一条第一項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第十二条までに定めるところによる。 （事業特性及び地域特性の把握） 第六条（略） 一（略） 二（略） イ（略）

- (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（次条第三項第一号及び別表第一から別表第四までにおいて「大気環境」という。）の状況（環境基本法第十六条第一項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）
- (2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（次条第三項第一号及び別表第一から別表第四までにおいて「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

□ (3) (略)
(6) (略)

- (7) (1) (略)
(6) (略)
- (8) 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

2 | 前項第一号に掲げる情報を把握するに当たっては、特定対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

3 | 第一項第二号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握することとし、必要に応じ、第四条に規定する地域の管轄に係る地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

（環境影響評価の項目の選定）

第七条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下

- (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（次条第三項第一号及び別表第一から別表第三までにおいて「大気環境」という。）の状況（環境基本法第十六条第一項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）の確保の状況を含む。）
- (2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（次条第三項第一号及び別表第一から別表第三までにおいて「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

□ (3) (略)
(6) (略)

- (7) (1) (略)
(6) (略)
- (8) 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

2 | 前項第二号に掲げる情報は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握することとし、必要に応じ、第四条に規定する地域の管轄に係る地方公共団体（以下「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

（環境影響評価の項目の選定）

第七条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下

「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。

一（略）

二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。） 別表第二

三 原子力発電所 別表第三

四 火力発電所（地熱を利用するものに限る。） 別表第四

2（略）

一 工事の実施（特定対象事業の一部として、特定対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

二 特定対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であつて特定対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第一から別表第四までにおいて「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

3（略）

一（略）

イ（略）

ロ 水環境

(1) 水質（地下水の水質を除く。別表第一から別表第四までにおいて同じ。）

「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「標準項目」という。）について必要に応じ項目の削除又は追加を行つてするものとする。

一（略）

二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）及び原子力発電所 別表第二

三 火力発電所（地熱を利用するものに限る。） 別表第三

2（略）

一 工事の実施

二 特定対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であつて特定対象事業の目的に含まれるもの（別表第一から別表第三までにおいて「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

3（略）

一（略）

イ（略）

ロ 水環境

(1) 水質（地下水の水質を除く。別表第一から別表第三までにおいて同じ。）

(2) (4) (略)

八 (略)

二・三 (略)

四 (略)

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。次条第一項第六号及び別表第一から別表第四までにおいて同じ。）

ロ (略)

4 | 第一項の規定による項目の選定は、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。

5 | 第一項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。

一 参考項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

二 対象事業実施区域又はその周囲に参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

(2) (4) (略)

八 (略)

二・三 (略)

四 (略)

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。次条第一項第六号及び別表第一から別表第三までにおいて同じ。）

ロ (略)

4 | 第一項の規定による項目の削除は、次に掲げる項目について行うものとする。

一 標準項目に関する環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合における当該標準項目

二 対象事業実施区域又はその周囲に標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合における当該標準項目

5 | 第一項の規定による項目の追加は、次の掲げる項目について行うものとする。

一 事業特性が標準項目以外の項目（以下この項において「標準外項目」という。）に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものである場合における当該標準外項目

二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する標準外項目に係る環境影響を及ぼすおそれがあるものである場合における当該標準外項目

イ 標準外項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

ロ 標準外項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

6 | (略)

7 | 第一項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定項目として選定した理由を明らかにできるように整理するものとする。

（調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方）
第八条（略）

一・二（略）

三 前条第三項第二号八に掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）、及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（別表第五から別表第八までにおいて「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

四（略）

五 前条第三項第三号口に掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じて人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

八 標準外項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある場合

6 | 第一項の規定による項目の削除及び追加は、前条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。

7 | (略)

8 | 第一項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定項目として選定した理由及び標準項目に対して項目の削除を行った場合にあってはその理由を明らかにできるように整理するものとする。

（調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方）
第八条（略）

一・二（略）

三 前条第三項第二号八に掲げる環境要素に係る選定項目 地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）、及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集（別表第四から別表第六までにおいて「注目種等」という。）を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法その他の適切に生態系への環境影響を把握する手法

四（略）

五 前条第三項第三号口に掲げる環境要素に係る選定項目 人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じて人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握する手法

六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等

物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

- 2 前項の規定による手法の選定は、第六条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにすることとする。

3・4 (略)

(手法の選定)

第九条 前条第一項の規定による手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、第七条第一項各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容及び事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第五から別表第八までにおいて「参考手法」という。）を勘案しつつ、第六条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ当該選定を行うものとする。

一 水力発電所 別表第五

二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。） 別表第六

三 原子力発電所 別表第七

四 火力発電所（地熱を利用するものに限る。） 別表第八

- 2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。

一 参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかで

六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目 廃棄物等及び温室効果ガス等

物等及び温室効果ガス等に関し、それらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握する手法

- 2 前項の規定による手法の選定は、第六条の規定により把握した情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて行うものとする。

3・4 (略)

(手法の簡略化及び重点化)

第九条 前条第一項の規定による手法の選定における標準項目に係る調査及び予測の手法の選定については、各標準項目ごとに次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる標準的な調査及び予測の手法（以下この項及び別表第四から別表第六までにおいて「標準手法」という。）を基に、必要に応じて、標準手法より簡略化された調査若しくは予測の手法の選定（次項において「手法の簡略化」という。）又は標準手法より詳細な調査若しくは予測の手法の選定（第三項において「手法の重点化」という。）を行うことにより当該選定を行うものとする。

一 水力発電所 別表第四

二 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）及び原子力発電所 別表第五

三 火力発電所（地熱を利用するものに限る。） 別表第六

- 2 前項の規定による手法の簡略化は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合に行うものとする。

一 標準項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかで

あること。

二 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

三 類似の事例により参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

四 調査の手法については、参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な手法で収集できることが明らかであること。

3 第一項の規定により手法を選定するに当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。

一 事業特性が参考項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

イ 参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

ロ 参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ハ 参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

（調査の手法の選定の留意事項）

第十条 特定対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定項目に係る予測及び評

あること。

二 対象事業実施区域又はその周囲に、標準項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

三 類似の事例により標準項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

四 調査の手法については、標準項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、標準手法より簡易な手法で収集できることが明らかであること。

3 第一項の規定による手法の重点化は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると判断される場合に行うものとする。

一 事業特性が標準項目に係る著しい環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する標準項目に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

イ 標準項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象

ロ 標準項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象

ハ 標準項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

（調査の手法の選定の留意事項）

第十条 特定対象事業に係る環境影響評価の調査の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る予測及び評

価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三 (略)

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（第五項及び別表第五から別表第八までにおいて「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯（第五項及び別表第五から別表第八までにおいて「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2 (略)

3 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについてはこれを適切に把握できるよう当該期間を設定するとともに、年間を通じて調査に係るものについては必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように当該期間を設定するものとする。

4 (略)

5 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の

価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の現状に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取、現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三 (略)

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点（別表第四から別表第六までにおいて「調査地点」という。） 調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯（別表第四から別表第六までにおいて「調査期間等」という。） 調査すべき情報の内踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

2 (略)

3 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう当該期間を設定するものとする。

4 (略)

5 調査の手法の選定に当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の

前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、当該情報の公開に当たり、当該動植物の種及びその生息又は生育の場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

6 (略)

(予測の手法の選定の留意事項)

第十一条 特定対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 (略)

二 予測の対象とする地域（次号、第三項及び別表第五から別表第八までにおいて「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第五から別表第八までにおいて「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域内において予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第五から別表第八までにおいて「予測対象時期等」という。） 工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の

前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、当該情報の公開に当たり、当該動植物の種及びその生息又は生育の場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うものとする。

6 (略)

(予測の手法の選定の留意事項)

第十一条 特定対象事業に係る環境影響評価の予測の手法の選定に当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目に係る環境要素が受けるおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

一 (略)

二 予測の対象とする地域（次号、第三項及び別表第四から別表第六までにおいて「予測地域」という。） 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点（別表第四から別表第六までにおいて「予測地点」という。） 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、予測地域内において予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、当該保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的であると認められる地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（別表第四から別表第六までにおいて「予測対象時期等」という。） 工事の実施後の土地又は工作物において行われる事業活動その他の

人の活動開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態になる時期及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができると認められる時期、期間又は時間帯）並びに工事の実施による影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 前項第四号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は特定対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあつては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

3 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれの内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにするものとする。

4 予測の手法の選定に当たっては、特定対象事業以外の事業活動その他の人の活動その他の第四条に規定する地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況（を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、当該地域の将来の環境の状況を設定するに当たり、国又は地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。）

5 予測の手法の選定に当たっては、予測の不確実性の程度及び当該不確実性に係る環境影響の程度を勘案して、必要に応じ当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。こ

人の活動開始（以下「供用開始」という。）後の定常状態及び工事の実施による影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯

2 前項第四号に規定する予測の対象とする時期については、供用開始後定常状態に至るまでに長期間を要する場合又は予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合にあつては、同号に規定する時期での予測に加え、必要に応じ中間的な時期での予測を行うものとする。

3 予測の手法の選定に当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれの内容及び妥当性を明らかにできるようにするものとする。

4 予測の手法の選定に当たっては、特定対象事業以外の事業活動その他の人の活動その他の第四条に規定する地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況（将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況（を勘案して予測が行われるようにするものとする。この場合において、将来の環境の状況を設定するに当たり、国又は地方公共団体により行われる環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるようにするものとする。）

5 予測の手法の選定に当たっては、新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合においても、予測の不確実性の程度及び当該不確実性に係

の場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつき^{（一）}の程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

（評価の手法の選定の留意事項）

第十二条 特定対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

一 調査及び予測の結果並びに第十四条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、特定対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及びおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。

二 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によつて、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たつて長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合性が図られているかどうかを検討すること。

三（略）

（環境保全措置の検討）

第十四条（略）

2 環境保全措置の検討に当たつては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、

る環境影響の程度を勘案して、必要に応じ当該不確実性の内容を明らかにできるようにするものとする。

（評価の手法の選定の留意事項）

第十二条 特定対象事業に係る環境影響評価の評価の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

一 調査及び予測の結果並びに第十四条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、特定対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及びおそれがある環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。

二 国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によつて、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

三（略）

（環境保全措置の検討）

第十四条（略）

2 環境保全措置の検討に当たつては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、

損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「代償措置」という。）を検討するものとする。

（検討結果の整理）

第十六条（略）

一五（略）

六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

2 事業者は、第十四条第一項の規定による検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。

（事後調査）

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下この条において「事後調査」という。）を行うものとする。

一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

四 代償措置を講ずる場合であつて、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

2・3（略）

（準備書の作成）

損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（第十六条第四号及び第五号において「代償措置」という。）を検討するものとする。

（検討結果の整理）

第十六条（略）

一五（略）

（事後調査）

第十七条 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合及び効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合において、当該環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、特定対象事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握するための調査（以下この条において「事後調査」という。）を行うものとする。

2・3（略）

（準備書の作成）

第十八条（略）	2（略）	3（略）	一 電気事業法第四十六条の八第一項に規定する勧告を踏まえ、第七条から第十二条までの規定により選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（項目については第七条第七項に掲げる事項を、手法については第八条第四項に掲げる事項をそれぞれ明らかにするものとする。）	二（略）	4 特定対象事業に係る法第十四条第一項第七号口に掲げる事項には、第十三条から第十七条までの規定により選定した環境保全措置を記載するものとする。この場合において、第十四条の規定による環境保全措置の検討の経過、第十五条の規定による環境保全措置の検証の結果、第十六条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項の規定による具体的な内容をできる限り明らかにするものとする。	5（略）
第十八条（略）	2（略）	3（略）	一 電気事業法第四十六条の八第一項に規定する勧告を踏まえ、第七条から第十二条までの規定により選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（項目については第七条第八項に掲げる事項を、手法については第八条第四項に掲げる事項をそれぞれ明らかにするものとする。）	二（略）	4 特定対象事業に係る法第十四条第一項第七号口に掲げる事項には、第十三条から第十七条までの規定により選定した環境保全措置を記載するものとする。この場合において、第十四条の規定による環境保全措置の検討の経過、第十五条の規定による環境保全措置の検証の結果及び第十六条各号に掲げる事項をできる限り明らかにするものとする。	5（略）